

令和3年4月21日

(登録店・利用者の皆様へ)

北海道商工会議所連合会

## Go To Eat キャンペーン「給付金規程の改正」について

～ 食事券の「追加発行」に対応 ～

～ 「自己取引・架空取引」防止啓発 ～

令和3年4月14日付で、Go To Eat キャンペーン給付金規程（※1）が変更されましたので、お知らせいたします。（下記 URL からご覧頂けます）

今回の改正は、一部の県で実施されている「食事券の追加発行（※2）」に対応した変更です。

※1 正式名称「サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金及び飲食業消費喚起事業給付金に関する給付規程」

※2 プレミアム率は20%（現行の食事券は25%）

（北海道は、現行食事券の販売が再開されていないため、まだ実施できる状況ではありません。）

Go To Eat キャンペーンは「**飲食業の需要喚起**」とともに「**食材を供給する農林漁業者の応援**」という目的で実施されております。

実際のご利用無しに、食事券の換金請求を行うことは「不正利用」です。

登録店・利用者の皆様におかれましては、Go To Eat キャンペーンの 目的に沿い、本事業をご利用くださいますようお願い申し上げます。

○北海道商工会議所連合会は、発行した食事券1枚1枚が、どの飲食店で利用されたか、国に報告する義務があります。

○個人利用の範囲を超えるご購入、自己取引・架空取引を疑わせる購入・利用など、不自然な利用が疑われる場合は「調査対象」となります。

○不正受給が判明した場合は「サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金及び飲食業消費喚起事業給付金に関する給付規程」に従い、給付金の返還を求めます。

規程 URL <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/attach/kyuhukitei.pdf>